平成２５年（フ）第３８９号
大分市大在浜１丁目６番３号サイドパークのじＩ303
債務者　平川　真司
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６１号
宮崎県西都市大字山田4292番地
債務者　長友　暁子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４７号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町33番３―42号
債務者　吉國　博一
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８１号
鹿児島県曽於市大隅町岩川6426番地３、前住所東京都新宿区西早稲田３丁目17番28号　早稲田ハウス201
債務者　尾中　慶美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
福井県敦賀市金山74号２番地の11　沢
債務者　雁子瑠璃子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第１６７号
広島県福山市日吉台１丁目12番６号
債務者　池田　和歳
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１６８号
広島県福山市日吉台１丁目12番６号
債務者　池田　和子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１６３２号
愛知県清須市西堀江1928番地
債務者　平山徳秀こと平山統英こと　申　　徳秀
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐520番地
債務者　井上　博文
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１４０９号
名古屋市港区東蟹田804番地　サイレントヴィラ301号
債務者　板頭ゆかり（旧姓亀澤）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８１号
広島県福山市引野町3920番地　シティハイツむつみＡ201
債務者　井上　史祥
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１９１号
札幌市白石区本郷通９丁目南２番24―305号
債務者　加藤　祐隆
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５４３号
札幌市北区篠路８条６丁目13番10―901号
債務者　久木田ちより
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６３１号
札幌市西区西野６条１丁目１番18号
債務者　野里　　愛（旧姓前河）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６４１号
札幌市白石区菊水５条２丁目２番18―203号
債務者　川村由香利
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６５７号
札幌市北区北32条西４丁目３番20―203号
債務者　吉田　修史
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６６５号
札幌市東区北16条東17丁目３番５号　ハイムメゾネットＢ号
債務者　小田　勝利
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部